

■ 4条1項11号

不服 2019-14684

＜本願商標＞

「那須果実の森」（標準文字）

第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，茶・コーヒー及びココアの売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1：「果実の森」（標準文字）

第33類「焼酎，合成清酒，薬味酒」

引用商標2：「果実の森ミックス」（標準文字）

第29類「食用油脂，乳製品，食肉，卵，肉製品，加工水産物，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆」



引用商標3：

第35類「野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，清涼飲

料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」及び第41類「観光農園の提供、体験農園の提供」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「那須果実の森」の文字からなるところ、当該文字は、同書、同大、等間隔で外観上まとまりよく一体的に表されており、その構成文字全体より生ずる「ナスカジツノモリ」の称呼も格別冗長というべきものでなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標は、「栃木県北東、那珂川上流域一帯の地域名。」の意味を有する「那須」の文字、「くだもの。」の意味を有する「果実」の文字、格助詞「の」の文字（いずれも「広辞苑第六版」株式会社岩波書店）及び「物の多いさま。」の意味を有する「森」の文字（「新釈漢和〔新訂版〕」株式会社明治書院）を組み合わせるものであるから、構成全体としては「那須地域の果実が多いさま。」程の意味合いを認識させるものである。

また、本願商標は、その構成中、「那須」の文字部分が栃木県北東の地域名を意味する語であるとしても、かかる構成において、これに接する取引者、需要者が、殊更「那須」の文字部分を捨象し、「果実の森」の文字部分のみをもって取引に資するものとはいい難く、当該文字部分のみが独立して自他役務の識別標識として機能を果たすというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握されるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して「ナスカジツノモリ」の称呼を生じ、「那須地域の果実が多いさま。」の観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

ア 引用商標1について

引用商標1は、「果実の森」の文字からなるところ、当該文字は、「果実が多いさま。」程の意味合いを想起させるものである。

そうすると、引用商標1は、その構成文字に相応して「カジツノモリ」の称呼を生じ、「果実が多いさま。」の観念を生じるものである。

イ 引用商標2について

引用商標2は、「果実の森ミックス」の文字からなるところ、当該文字は、同書、等間隔で外観上一体的に表されており、その構成文字全体より生ずる「カジツノモリミックス」の

称呼も格別冗長というべきものでなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、引用商標 2 は、構成文字全体として一般の辞書等には掲載されていないものであるから、一種の造語として理解されるとみるのが相当である。

そうすると、引用商標 2 は、その構成文字に相応して「カジツノモリミックス」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

ウ 引用商標 3 について

引用商標 3 は、・・・、左側に、擬人化した横顔とおぼしき図形（口の中に、円弧状の「みかく・ゆーわく」の文字及び、ハート型の図形を有してなる。）を配し、右側に、茶色で「果実の森」の文字（「森」の右上に小さく緑色のハート型の図形を付してなる。）を横書きにしてなるものである。

そうすると、引用商標 3 は、構成中の文字部分に相応して「ミカキューワク」及び「カジツノモリ」の称呼を生じ、また、「果実の森」は「果実が多いさま。」の意味合いを想起させるものであるから、「果実が多いさま。」観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否を検討するに、外観においては、それぞれ前記(1)及び(2)のとおりであり、その構成文字等が明らかに異なるものであるから、両商標は、外観上、判然と区別できるものである。

次に、称呼においては、本願商標から生ずる「ナスカジツノモリ」の称呼と、引用商標 1 から生ずる「カジツノモリ」、引用商標 2 から生ずる「カジツノモリミックス」、引用商標 3 から生ずる「ミカキューワク」及び「カジツノモリ」の称呼とは、それぞれの音構成及び構成音数が相違し、称呼上、明瞭に聴別できるものである。

そして、本願商標から生ずる「那須地域の果実が多いさま。」の観念と引用商標 1 及び引用商標 3 から生ずる「果実が多いさま。」の観念は相違するものであり、引用商標 2 からは特定の観念が生じないものであるから、本願商標と引用商標とは、観念において、紛れるおそれはないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において紛れるおそれはなく、外観及び称呼において明確に区別できるものであるから、これらを総合して考察すれば、互いに非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「那須果実の森」は、その構成中、「那須」の文字部分が栃木県北東の地域名を意味する語であるとしても、かかる構成において、これに接する取引者、需要者が、殊更「那須」の文字部分を捨象し、「果実の森」の文字部分のみをもって取引に資するものとはいい難く、当該文字部分のみが独立して自他役務の識別標識として機能を果たすというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握されるとみるのが相当であると認定されました。

その結果、引用商標「果実の森」等とは、観念において紛れるおそれはなく、外観及び称呼において明確に区別できるものであるから、これらを総合して考察すれば、互いに非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

伝統的・教科書的な判断手法によれば、地域名である「那須」には識別力が認められないから、本願商標「那須果実の森」の要部は、「果実の森」の部分であるとする考え方が普通でしょう。原審査においても、このように判断されたものと思われます。

しかしながら、本審決では、「那須果実の森」は、構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握されるとみるのが相当であるとされ、商標全体として比較した場合には、引用各商標とは非類似であると結論付けられました。

現在の審決における類否判断の傾向を考えますと、このような結論にはさほど違和感はありません。ただ、実際問題として、本審決の判断手法に基づくと、「〇〇果実の森」という商標は、すべて「果実の森」とは非類似ということになりますし、「〇〇果実の森」、「△△果実の森」、「□□果実の森」の商標も、すべて互いに非類似ということになりかねません。

このような状況下で、商標登録による恩恵というものがどれほど受けられるものなのか、やや気になるところではあります。

ちなみに、本事件の請求人は、「株式会社那須果実の森」という名称のようです。本審決では、この事情により、「那須果実の森」の一体不可分性が認められやすかったという可能性も考えられるかもしれません。そうであれば、今後の審決において、両商標の構成が本事件と同様であっても、異なる判断がされる可能性は十分に考えられると思います。

なお、過去の商標審決雑感に、『19.「ぐんまなでしこ」と「なでしこ」は類似？（2019年8月19日掲載）』もありますので、よろしければご参考ください。

（弁理士 永露 祥生）
< 2020年10月7日 >